

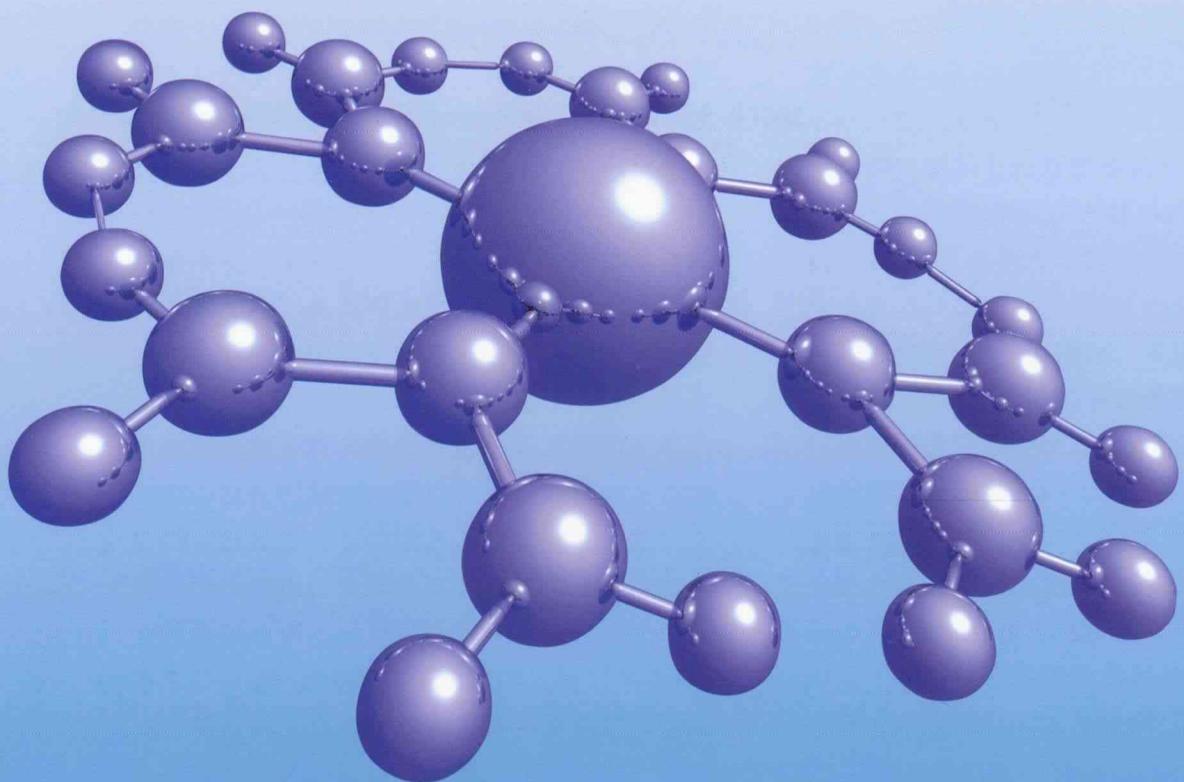
# 自治研究

かながわ

2007  
10

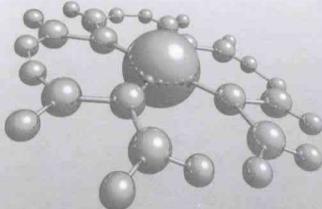
No.103

(通算167号)



- ◆ 全国初の首長の「多選禁止条例」が神奈川県議会で可決
- ◆ 自治体出資公益法人を取り巻く現況と行方
- ◆ 「(仮称)藤沢市商業振興条例」の骨子案が出される

# 自治研月報かながわ



社団 法人 神奈川県地方自治研究センター

2007  
10  
No.103

(通算167号)

◆◆◆  
全国初の首長の「多選禁止条例」が  
自治体出資公益法人を取り巻く現況と行方  
～(仮称)藤沢市商業振興条例の骨子案が出される



## もくじ \* \* \* CONTENTS

全国で初の首長の「多選禁止条例」が  
神奈川県議会で可決～施行は地方自治法の改正後～

編集部 .....1

自治体出資公益法人を取り巻く現況と行方

編集部 .....6

「(仮称) 藤沢市商業振興条例」の骨子案が出される  
～大型店に「地域貢献計画書」の策定を義務付け～

編集部 .....14

Topics・トピックス・とびっくす .....17

2007年全国自治研センター・研究所交流会報告 .....20

# 全国初の首長の「多選禁止条例」が神奈川県議会で可決

～施行は地方自治法の改正後～

編集部

## 1. 全国初の首長の多選禁止に関する条例

10月12日の神奈川県議会平成19年9月定例会本会議にて、全国初となる首長の多選禁止に関する条例「神奈川県知事の在任の期数に関する条例」が賛成多数（賛成102、反対3）により修正可決された。これまで、多選を自肅する条例（〇期を超えて在任しないように努めるものとする 等）の制定はあったものの、禁止した条例（在任することができない）は全国初である。

議案では、提案理由について「清新で活力のある県政の確保を図るとともに、知事の職に同一の者が長期にわたり在任することにより生じるおそれのある弊害を防止するため、知事の在任の期数に関し、所要の定めをしたいので提案するものであります。」とした上で、内容は「知事は、引き続き3期（各期における在任が4年に満たない場合も、これを1期とする。）を超えて在任することができない。（後略）と連続4期以上の多選を明確に禁止している（別添資料1参照）。

ただし、本会議前の県議会総務企画常任委員会では、付託された条例案に対して自民、公明、県政会の3会派から地方自治法や公職選挙法に抵触する恐れが指摘された。総務省が平成18年12月に設置した「首長の多選問題に関する調査研究会（座長：高橋和之明治大学法科大学院教授）」の報告書において地方自治法上にその根拠を置くことが必要との見解が出されたことから、条例の施行期日を「公

布の日」から「別に条例で定める日」とする修正案が示され、可決された。つまり、地方自治法が改正され、首長の在任制限に関して法律の根拠が示された後に施行されることとなる。このことから、神奈川県議会では、国に対して地方自治法の改正を求める「眞の地方分権改革の実現を求める決議（案）」を可決した。この決議には、「首長の在任期間の制限が条例に委ねられる法改正を早期に実現されるよう強く求める。」と書かれており（別添資料2参照）、条例の早期施行を目指している。

## 2. 多選禁止条例の提出、可決までの経緯

### 1) 松沢神奈川県知事の当選と条例案提出

松沢成文神奈川県知事は、平成15年4月の統一地方選挙において、自治基本条例の制定を目指し、その中で4選以上の多選禁止を盛り込むことをマニフェストにあげ、初当選を果たした。その後、平成17年12月議会にて、連続4選以上を自肅する旨の「神奈川県知事の在任の期数に関する条例（案）」を提出した。ここでは、「政治の独裁化、行政のマンネリ化などの多選の弊害が指摘される中で、多選禁止の制度化が必要であるが、国で制度化するのではなく地方自治の本旨にかなうべく、各自治体で制度化されるべきである。その上で知事の多選を条例で禁止することは、現行法体系の元では法的疑義が指摘されているため、多選を自肅する旨の条例制定を願う」（知事議会提案説明より）としている。しかしながら、条例案は憲法上の問題を指摘され県議会で否

決された。

その後、平成 18 年 12 月議会にて、連続 4 選以上を禁止する旨の「神奈川県知事の在任の期数に関する条例（案）」を提出した。ここでは、「首長の多選を制限しようとする気運が高まっている中で、国が法律により多選を一律に制限することを懸念し、地方分権を進めるためにも条例により多選の制限を明文化することが必要である」（知事議会提案説明より）としている。しかし、条例案は前回と同様に憲法上の問題を指摘され再度否決された。

## 2) 「首長の多選問題に関する調査研究会」報告書を受けて修正可決まで

松沢県知事は、平成 19 年 4 月の統一地方選挙にて、再度連続 4 選以上の知事の多選禁止条例の制定等（自治基本条例の制定とは分けて）をマニフェストとして掲げ、再選された。その翌月には、総務省の「首長の多選問題に関する調査研究会」報告書が提出された。

報告書では、主に多選制限と憲法の規定との関係として、第 14 条「平等原則、貴族制度の否認及び榮典の限界」、第 15 条「公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障」、第 22 条「居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由」、第 92 条「地方自治の本旨の確保」、第 93 条「地方公共団体の機関」について考察されている。そして、憲法上許容される多選制限の内容として、任期については「民主主義の原理及び基本的人権の尊重の原理に沿って 2 期目の立候補を認めることと、権力集中排除という立憲主義の原理に沿って期数を 1 期限りとすることを比較衡量した場合には、民主主義の原理及び基本的人権の尊重の原理が優先されるべきものと考えられ、1 期の長さにもよるが、地方公共団体の長の期数を 1 期限りとすることは憲法上問題があると考えられる。他方 1 期を超える期数をもって在任期数の制限をす

る場合には、その期数を何期とするかという点に着目すれば、それは立法政策の問題であると考えられる」と、1 期では問題があるが、2 期以上については各自治体で考えるよう述べられている。

制限の法形式については、「在任制限を制度化する場合には、法律にその根拠を置くことが憲法上必要であり、地方公共団体の組織及び運営に関する事項を一般的に定めた地方自治法において規定することが適当であると考えられる。法律に地方公共団体の長の多選制限の根拠を置くのであれば、法律によって一律に多選制限を行うこととするのか、あるいは、多選制限の是非や具体的な内容を条例に委ねることとするのか、については、立法政策の問題であり、憲法上の問題は生じないと考えられる」と、地方自治法に根拠を持たせる必要はあるものの、法において詳細まで決めるべきか条例に委ねるべきかは国が決めるべきとされている。

以上をふまえ、報告書では「地方公共団体の長の多選制限については、必ずしも憲法に反するものとは言えない」との見解が出された。

この報告書が提出されたことにより、首長の多選禁止に関する世論や議会内における風向きが変わったといえる。

以上の経過をふまえて、平成 19 年 9 月議会で連続 4 選以上の多選を禁止する「神奈川県知事の在任の期数に関する条例」が再度提出され、施行期日に修正がされたものの可決される運びとなった。

## 3. 今後の課題

### 1) 法改正をめぐる動き

今後は、まず地方自治法の改正が最重要課題となる。松沢県知事は、「神奈川県で多選禁止条例を制定したという実績を持って国と交渉することで、国の法律で一律に多選を制限

## 2 全国初の首長の「多選禁止条例」が神奈川県議会で可決

するのではなく、各自治体がそれぞれの考えで条例により多選を禁止するか否かを決めることが可能とするための突破口になる」としている（10月10日定例記者会見より）。そのためにも、同時に可決された決議をもって法改正へ努力していきたいとしている。

10月22日には、松沢知事が増田総務大臣と会談し、多選禁止条例成立の報告と地方自治法の改正を求めた。また、10月30日には神奈川県議会自民党県議団（田島信二団長）が自民党本部に伊吹文明幹事長や谷垣禎一政調会長を訪ね、地方分権の実現を求める決議の実現と地方自治法の早期改正を求めた。

増田総務大臣は、本条例の可決について、「国民的な議論が必要だ」とした上で、多選禁止について「各自治体の条例でそれぞれ決めるという考えは理解できる」としながらも、「基本は（知事）本人が出ないということを決めるか、あるいは選挙民がきちんと選挙の段階で判断するというのが基本原則」とし、「議論をそれぞれのところでもっと深めていくということをもう少し見てみたいと思っている」というように、慎重な発言をしている（10月12日閣議後記者会見）。また、町村官房長官は、10月17日の記者会見で「多選禁止の法律をつくり、適用は各自治体の条例に委ねるのがいい（10月17日神奈川新聞朝刊より）」と述べ理解を示した。このように国の閣僚の見解はさまざまであり、本条例の施行には時間要することが予想される。

他の都道府県知事は、「首長の任期は自治体が個々に条例で決めるべき（寺田典城秋田県知事）」、「法律で一律に決めるのはいろいろな問題がある（石原慎太郎東京都知事）」、「法的に制限する必要はなく、選挙民が判断すべき（麻生渡福岡県知事）」（いずれも10月13日日本経済新聞朝刊より）、「県民の判断を絞ることになってしまうのはおかしいのでは（橋本大二郎高知県知事）」（10月11日読売新聞

朝刊より）、「選ぶ権利が制約される（橋本昌茨城県知事）」（10月12日読売新聞朝刊より）など、さまざまな見解があり、今後活発な議論が展開されることが予想される。すでに、埼玉県では「3期を超えて在任しないよう努めるものとする」とした多選自粛条例が施行されており、東京都杉並区、中野区などでも同様の旨の条例が施行されている。これらの自治体でも今後どのような議論が展開されるかが注目されるところである。

## 2) 神奈川県内市町村の動向

神奈川県内では、川崎市が平成15年7月、綾瀬市が平成17年3月に多選自粛条例（いずれも4期以上）が施行されており、横浜市でも本年9月議会にて4期以上の多選自粛条例が可決され即日施行された。横浜市の多選自粛条例については、平成18年12月議会に「3期を超えて在任しないものとする」とした多選禁止条例（案）を憲法上の問題を指摘され否決されたことを受け、「在任しないよう努めるものとする」に変更されたものである。中田横浜市長は、県の条例可決を受け、「一步前進」、「法ができたら禁止というすることはありえる」、「法ができたときに私たちは改正すればよいのではないか」としており（10月10日定例会見より）、今後多選自粛条例から禁止条例への改正に関する議論が活発化する模様だ。阿部川崎市長は「全体の流れがそうなってきたときには対応」、笠間綾瀬市長は「現段階では検討せず」（いずれも10月13日日本経済新聞朝刊より）としている。

多選に関する条例を施行していない他の自治体では、本年4月の統一地方選において市長の多選が焦点となった大和市や厚木市において「任期内の制定目指す（自粛の可能性も）（大木大和市長）」、「年度内に制定目指す（小林厚木市長）」と多選禁止条例制定への意向がみられるように、神奈川県における条例可決を機に一気に議論が進むことが予想される。

### 3)さらなる県民との合意形成

県議会において条例は制定されたわけだが、肝心なことは、県民の間に合意が形成されているのかということである。首長の多選禁止については、「条例ではなく法で一律に禁止すべき」、「自治体ごとに条例で禁止すべき」、「首長の任期は住民（選挙民）が判断すべきであり、禁止すべきでない」等多様な見解がある。おそらく県内も同様ではないか。

確かに多選禁止条例については松沢知事が本年の選挙においてマニフェストに盛り込んだ37の政策の一つではあったが、主要な「争

点」であったとは言い難い。今回の条例制定にあたって、ともすると議会内の議論に集中するあまり、広く県民との合意形成に不足はなかったであろうか。現在、神奈川県では都道府県では初となる自治基本条例の策定について素案が出されたところであり（本号P17を参照のこと）、この自治基本条例との関係もふまえて、多選禁止条例に関して改めて周知を図り、場合によっては内容の是非を含めて議論を深めていくことが求められていると思う。

### 資料1

#### 神奈川県知事の在任の期数に関する条例

##### （目的）

第1条 この条例は、清新で活力のある県政の確保を図るとともに、知事の職に同一の者が長期にわたり在任することにより生じるおそれのある弊害を防止するため、知事の在任の期数について定め、もって民主政治の健全な発展に寄与することを目的とする。

##### （在任の期数）

第2条 知事は、引き続き3期（各期における在任が4年に満たない場合も、これを1期とする。）を超えて在任することができない。

2 知事の職の退職を申し出た者が当該退職の申立てがあったことにより告示された当該知事の選挙において当選人となり引き続き在任することとなる場合においては、当該退職の申立てに係る選挙の直前及び直後の期を併せて1期とみなして前項の規定を適用する。

##### 附 則

この条例は、別に条例で定める日から施行する。

注：当初出された議案では、附則が「公布の日」とされていたが、「別に条例で定める日」に修正された。

### 4 全国初の首長の「多選禁止条例」が神奈川県議会で可決

## 資料 2

### 真の地方分権改革の実現を求める決議

本年4月地方分権改革推進法が施行され、第二期地方分権改革がスタートした。その基本は、地方自治体の自主性をと自立性を高め、地方自治体自らの判断と責任において行政を運営し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることにある。その意味からも、地方自治体は、分権時代における自らの役割と責任を踏まえ、地方における改革については自らが主体となって、自らの責任で進めていかなければならない。

こうした地方分権の進展に伴い、地方の自主的な政策の実現が加速化する一方、政策や執行体制の硬直化など首長の多選による弊害が強く指摘されている。各地方自治体が責任をもって首長の多選による弊害の発生防止実現に向かって力強く取り組めるよう、国による法改正を期待するものである。

よって神奈川県議会は、真の地方分権改革に向け、「地方税財源の充実強化」「国からの権限移譲の推進」「国の関与・義務付けの廃止・縮減」の早期実現とともに、首長の在任期間の制限が条例に委ねられる法改正を早期に実現されるよう強く求める。

以上のとおり決議する。

平成19年10月12日

神奈川県議会議長 松田良昭

# 愛車の痛み引き受けます



- 車対車の事故に最高100万円まで補償。
- 自動車共済とセットで愛車に安心を提供します。

自治労共済の愛車見舞金共済  
詳しくは組合まで

## 【解説】

# 自治体出資公益法人を取り巻く現況と行方

編集部

## はじめに

公益法人制度改革関連三法<sup>1</sup>に関わる政令・府令が去る9月7日に公布され、2008年12月1日に施行と決定した。現在、これに関する税制度および運用にかかるガイドラインが検討されている。この改革は、自治体出資の公益法人に大きな影響を及ぼすことはいうまでもない。本誌では、2007年2月号の澤村廣一論文「公益法人制度改革とはーその背景と現状を考える」で改革の背景と概要について解説したが、その後の経過をふまえて現状を報告する。あわせて、並行して進む第三セクター改革の現状と課題について自治体出資の公益法人を中心に考えてみたい。

1：関連三法　○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律　○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律　○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

## 1. 行政改革としてスタートした公益法人制度改革

今次の改革は、2000年を前後して、国や自治体が設立した公益法人に対して、「税金の無駄遣い」、「事業独占による民業の圧迫」、「公務員の天下りの温床」等と厳しい批判が出されたことに端を発する。政府は、こうした批判を受け、2000年の「行政改革大綱（行革

大綱）」において行政委託型公益法人の改革に着手することを決めた。しかし、当時、政治家を含む汚職事件に発展した「KSD事件」等の不祥事の原因は、制度そのものに問題があるととらえ検討が加えられ、2002年に制度を抜本的に改革することとし、2003年に「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」を決定した。さらに2004年に「公益法人改革の基本的枠組」が決定し、2006年3月に公益法人制度改革関連三法案が国会に提出され、5月に成立した。

その後、2007年4月に公益認定等委員会が発足し、9月7日に政令・府令が公布され、2008年12月1日に施行されることが決定した。

## 2. 市民（セクター）からの批判と提言

以上みたように、当初は公益法人制度改革は行政改革を主たる目的としてスタートしたが、公益活動を展開している市民（セクター）側からは、市民社会創造の観点から厳しい批判と改革に対する提言が出された。

明治学院大学の雨宮孝子教授は「市民側が望む制度改革は、天下りの防止や課税強化ではなく、民間の公益活動を法制・税制面で支援することである。行政改革というよりは、社会システムの改革」であり、「21世紀の市民社会では、国の補助金を減らし、個人や企業、多様な法人が、市民活動を支えていかなければならない（日本経済新聞041014）」と

述べている。

市民（セクター）側の制度改革に対する主張の要点は、ア. 行政官庁の関与を排除し自由に公益法人を設立できるものとする、イ. 公益活動は原則非課税とする、ウ. 寄付税制を拡充し、市民運動の財政基盤をつくる、というものであった。

### 3. 公益法人制度改革の要点

今次制度改革の要点は、以下のとおりである。（詳細は、内閣府行政改革推進本部ないし公益認定等委員会ウェブサイト参照）

#### （1）制度改革の趣旨

民間非営利部門を、社会経済システムの中に積極的に位置付ける。現行の公益法人制度は、歴史的に大きな役割を果たしてきたが、官庁の許可主義により法人設立が簡便でない、公益性の判断基準が不明確、営利法人類似の法人が存続しているなど批判がある。こうした問題に対処するために制度を抜本的に見直し、広く民間非営利部門の活動の健全な発展を促進することが重要である。

#### （2）制度改革の骨子

1. 主務官庁制・許可主義の廃止
2. 一般社団法人・一般財団法人 設立は登記のみ。行政庁の監督なし。剰余金の配分はできない。
3. 公益社団法人・公益財団法人 公益目的事業を行うことを主たる目的とし、公益認定の基準を満たす法人。
4. 公益の判断 民間有識者による公益認定等委員会の意見に基づいて行政庁が認定。
5. 現行の公益法人の移行 2008（平成20）年12月1日から2013（平成25）

年度末までに公益財団・社団法人または一般財団・社団法人のいずれかに移行の手続を行う。期間中に申請の無い場合は解散。

#### （3）公益認定基準とガイドライン

今次制度改革でもっとも重要な課題である公益認定の基準と運用については、すでに政令・府令が公布され、現在、制度運用の指針＝ガイドラインが検討されている。

##### 【主な認定基準】

- 公益目的事業（不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする事業）を主たる目的としている
- 公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正費用を超えていない
- 公益目的事業比率が50%以上
- 遊休資産が一定額を超えない
- 同一親族等が理事又は監事の1/3以下等々

##### 【ガイドライン】

現在、公益認定等委員会において、運用指針＝ガイドラインの検討を行っている。特に、公益性の判断にかかる「法人が行う事業の公益性に関するガイドライン」については、例えば、「研究開発」、「調査」等といった事業区分ごとに公益性判断のチェックポイントを検討している。

これらは、来年の春までにまとめられることになっている。

#### （4）新公益法人制度の税制

新公益法人制度の税制については、2005年6月に政府税制調査会基礎問題小委員会非営利法人課税ワーキング・グループが、「1. 公益性を有する非営利法人：a 営利法人と競合関係にある事業のみ課税 b 寄付金優遇税制の対象

2. 会員のための共益的事業活動を行う非営利法人：会費は非課税とする方向で検討するのが適當 3. 上記 1. 2 以外の非営利法人：営利法人と同等の課税」とするのが適當とする考え方をまとめた。

この考え方をふまえて現在議論が行われている（別添資料 1 参照）。特に、原則課税とされる一般社団・財団法人の取扱いが焦点になっている<sup>2</sup>。

2:「一般社団法人と一般財団法人を事業法人と同様に扱うのは少し乱暴だ」水野忠恒一橋大学教授（自治日報 071019）。

#### 4. 自治体出資公益法人の現状と課題

自治体出資の公益法人はじめ株式会社、地方公社等を含む第三セクターをめぐっては、公益法人制度改革をはじめ自治体財政の悪化、指定管理者制度の導入、さらには本年 6 月に成立した「自治体財政健全化法」などによってそのあり方が大きく問われている。以下、その現状と課題について考えてみたい。

##### （1）自治体出資法人の減少続く

いわゆる第三セクターは、バブル経済の破綻とともに経営の悪化する法人が増加し、2000 年以降は宮崎シーガイア、長崎ハウステンボス等大型破産・破綻が相次いだ。こうした状況を受けて、1999 年に総務省は「第三セクターに関する指針」を出し、第三セクターの経営健全化あるいは事業存続の難しい法人の統・廃合方針を示した。さらに 2003 年 12 月には指針を改定し、経営状況が深刻な法人にあっては、解散などの法的整理についても指針を示している。

自治体段階でも、例えば、神奈川県で

は、県主導第三セクター<sup>3</sup>の見直し方針を策定し、2006 年度からの三ヵ年で抜本的な改革に取り組み、第三セクターの半減をめざすこととしている（別添資料 2 参照）。

こうした「行革方針」は全国の自治体で策定され、実行に移されている。

さらには、市町村合併や指定管理者制度等の影響もあり、第三セクターの統・廃合、整理が進められている。

その結果として、2002 年に 4,679 あった公益法人が 2006 年には 4,183 になり、約 500 法人が減少している。商法法人は、同じく 7,709 が 3,790 と約半分に減少しており、地方三公社は 1,683 が 1,227 に減少している<sup>4</sup>。

3: 県主導第三セクター：県が出資等している第三セクター（公益法人、株式会社、地方三公社等）で、出資等比率 25% 以上で、かつ県の出資等比率が最も大きい法人など、県が主体的に指導する必要があると認められる法人。

4: 総務省「第三セクター等の状況に関する調査 2006」。

##### （2）公益法人制度改革の影響

今次の公益法人制度改革にあたって自治体出資の公益法人側が最も懸念することとは、自治体側が「公益認定されなければ委託や補助金を出さない」となった場合である。

公益認定の条件として、まず、認定法第 2 条の別表に定める 23 事業に該当し、かつ「不特定かつ多数の利益の増進に寄与」するものでなければならず、あわせて公益目的事業比率等の認定基準をクリアしなければならないことになっている。

自治体出資の公益法人は、少なくとも

認定条件をクリアできると思われるが、最終的には、公益認定等委員会の手にゆだねられることとなる。

自治体出資の公益法人のほとんどが、自治体の事業の受け皿として設立され、事業の大半が自治体委託事業である。仮に、公益認定されなければ事業の委託なし補助金を出さないとなれば、法人の存続は危機となることは必至である。

### (3) 指定管理者制度導入の影響

#### 【指定管理者制度ショック】

2003年9月に施行された指定管理者制度は、「公の施設」の管理・運営について、新たに民間企業やNPO等の参入が可能となった。自治体出資の公益法人は、「公の施設」の管理・運営を目的として設置された法人が多いことから、制度の導入によって民間との競争を余儀なくされることとなった。

総務省は、制度導入にあたっては「公募を原則」とし、民間（企業）の参入を促したが、「公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査（総務省／2006年9月2日現在）」によれば、公募による募集は全体の約3割。指定された施設のうち財団・社団法人は36.2%、民間企業11.0%、NPO法人は1.7%の結果となった。

#### 【指定更新が近づく】

指定期間は3年間がもっとも多く、47.3%で次いで5年が28.9%で5年以下を合計すると93.4%にのぼる。

当センターや地方自治総合研究所等が実施した導入状況調査によれば、2006年4月1日に制度導入した自治体が大半で全体の施設の約9割にのぼる。このことから、2009年には約半数の施設が、2011年にはほぼすべての施設の更新が行われることとなる。

#### 【自治体は公益法人等の扱いに苦慮】

自治体の多くは、自治体出資の公益法人等の取扱いに苦慮している。三菱総研の「指定管理者制度の導入に関する自治体アンケート結果（2004）」によれば「民間事業者活用の懸念事項」として「公的団体の今後のあり方が整理されていない（46.3%）」が1位。また、「自治体PPP導入に関するアンケート（2007）」結果によれば「導入にあたっての課題」について「従前管理者の職員の雇用問題」をあげている自治体が約4割となっている。

指定更新にあたって、この問題をどのように整理するか自治体側の判断が改めて問われることになる。

### (4) 自治体財政健全化法と第三セクター

2007年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（自治体財政健全化法）」が成立した。自治体財政健全化法では、自治体財政を判断する指標として、普通会計だけでなく地方公営企業、第三セクターの財政状況も加えられることとなった。

自治体出資の第三セクター等の赤字や破たんといった事態が、設置自治体や地元の金融機関はじめ経済に大きな影響を及ぼすことから、これらの財政状況を常に把握し、公開することによって、市場の監視を強め、財政規律を高めるとともに、事前に破たん・整理といった事態を回避することに力を注ごうというものである。

自治体の財政がいつそう厳しさをますといわれる中で、第三セクターの経営に関してもより厳しい目が注がれることになる。

税制調査会 10月12日

## 公益法人制度改革と税制改正の基本的論点

水野 忠恒

## I はじめに

民間非営利活動の重要性が高まる中、公益法人制度改革は、平成14年度から、内閣官房行政改革推進事務局を中心に検討が始まった。税制調査会においても、平成14年11月に非営利法人課税WGにより新しい公益法人の課税のあり方を検討したが、平成16年12月には、閣議決定により、公益法人改革の必要性が再認識された。それを受け、税制調査会では、最終的には、平成17年6月に「新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方」をまとめた。

平成18年6月 公益法人3法公布

平成19年9月 関連政令府令公布

平成20年12月からは、新法による公益認定が始まる予定である。そのため、平成20年度税制改正において、公益法人の税制のありかたを検討しなければならない。

公益法人改革においては、従来の公益法人の許可制度のもとでの①不透明な決定過程、主務官庁と公益法人との癒着、特に、天下り問題などが批判される一方で、②「小さな政府」とともに、「民による公共」が強調されている。

## II 基本的視点

(1) 「民間の公益活動を通じた公益の増進」に対応した税制の構築

(2) 新たな法人制度に対する適切な税制の構築

公益法人制度は現行の仕組みから、①一般社団法人及び一般財団法人と、②公益社団法人及び公益財団法人の2つに改組される。このうち、公益法人の認定に関する制度と認定基準や、公益法人による事業の適正な実施を確保するための措置などを定めたのが、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律である。

(3) 現行の課税方式についての検証

## III 公益社団・財団法人の制度設計にあたって留意すべき点

(1) 収益事業課税、みなし寄附金制度をどう評価するか。

① 新たな公益社団法人及び公益財団法人の公益活動の中心的な概念は、公益目的事業であるが、それと従来の収益事業課税とをどのように位置づけるか。

- ② 収益事業等から生ずる収益の50%以上は公益目的事業に用いなければならないが、税制上、それをどのように考えるか。
  - ③ 金融収益に対する課税の考え方
- (2) 税法上「公益法人等」とされる他の法人類型は存続するが、それらの課税と新たな公益社団法人及び公益財団法人との整合性は必要である。いわゆる収益事業33業種の課税は存続するのか。

#### IV 公益法人制度改革により区分される新たな法人の課税のあり方

- (1) 一般社団法人及び一般財団法人
  - ① 「営利法人と実質的にほとんど変わらない活動を行う法人」から「公益認定を受けるにいたる法人に接近する法人」まで多様な法人が生じることに対してどう対応するか。
  - ② 収益事業課税とされる「人格のない社団等」よりも不利に扱うことは不合理ではないか。
  - ③ 「共益的事業活動を行う法人」に対する会費非課税の考え方をどこまで認めるか。
- (2) 公益社団法人及び公益財団法人
  - ① 公益目的事業が中心であるが、それと上述した従来の収益事業課税とをどのように位置づけるか。
  - ② 公益認定法では、公益目的事業から生ずる収益は、そのための費用を超えてはならないとされている（收支相償原則）が、それに違反する収益は、どう扱うべきか。収益事業とみなすか。本来は、公益認定を取り消されるものである。
  - ③ 上述のように、収益事業等から生ずる収益の50%以上は公益目的事業に用いなければならないが、税制上、それをどのように扱うべきか。

#### V 寄附金税制

- (1) 寄附優遇を認めるための適格要件をどう考えるか。
- (2) 公益認定を受けた法人に対する寄附はすべて控除を認め、特定公益増進法人のみに扱うのが適切か（非営利法人課税WGの考え方）
- (3) 公益法人等に対する寄附金の地方税における取扱い

#### VI その他

公益社団法人及び公益財団法人や、一般社団法人及び一般財団法人が租税回避に濫用されないようにするために何らかの措置を検討する必要がある。

## 県主導第三セクターの今後のあり方の検討について

### 【基本的考え方】

全ての県主導第三セクターを、①必要性、②自立度の2つの視点から検証し、その結果を踏まえた基本的な分類に基づき、今後のあり方について検討を行う。

### 1 背 景

スリムで効率的な行政運営を目指す中、これまで県や第三セクターが担ってきた業務についても、その事業の公益性等を踏まえ「民間にできることは民間に」という視点で、改めてその扱いをどうすべきか検証が必要となっている。また、公益法人制度改革や指定管理者制度の導入など、県や第三セクターを取り巻く状況は大きく変化している。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、改めて今後の法人のあり方について検討を行う必要がある。

### 2 県主導第三セクターの検証

#### (1) 必要性(県施策を推進する上で第三セクターの役割が必要で、かつ民間法人等での代替は困難)

法人の主な事業について、次の3つの条件の充足状況を踏まえ判断する。

- ① 公益性が高い。
- ② 県行政との密接関連性が高い。
- ③ 民間代替性が低い(法等の規制、市場の形成状況、NPO等の活動状況等を勘案し判定)。

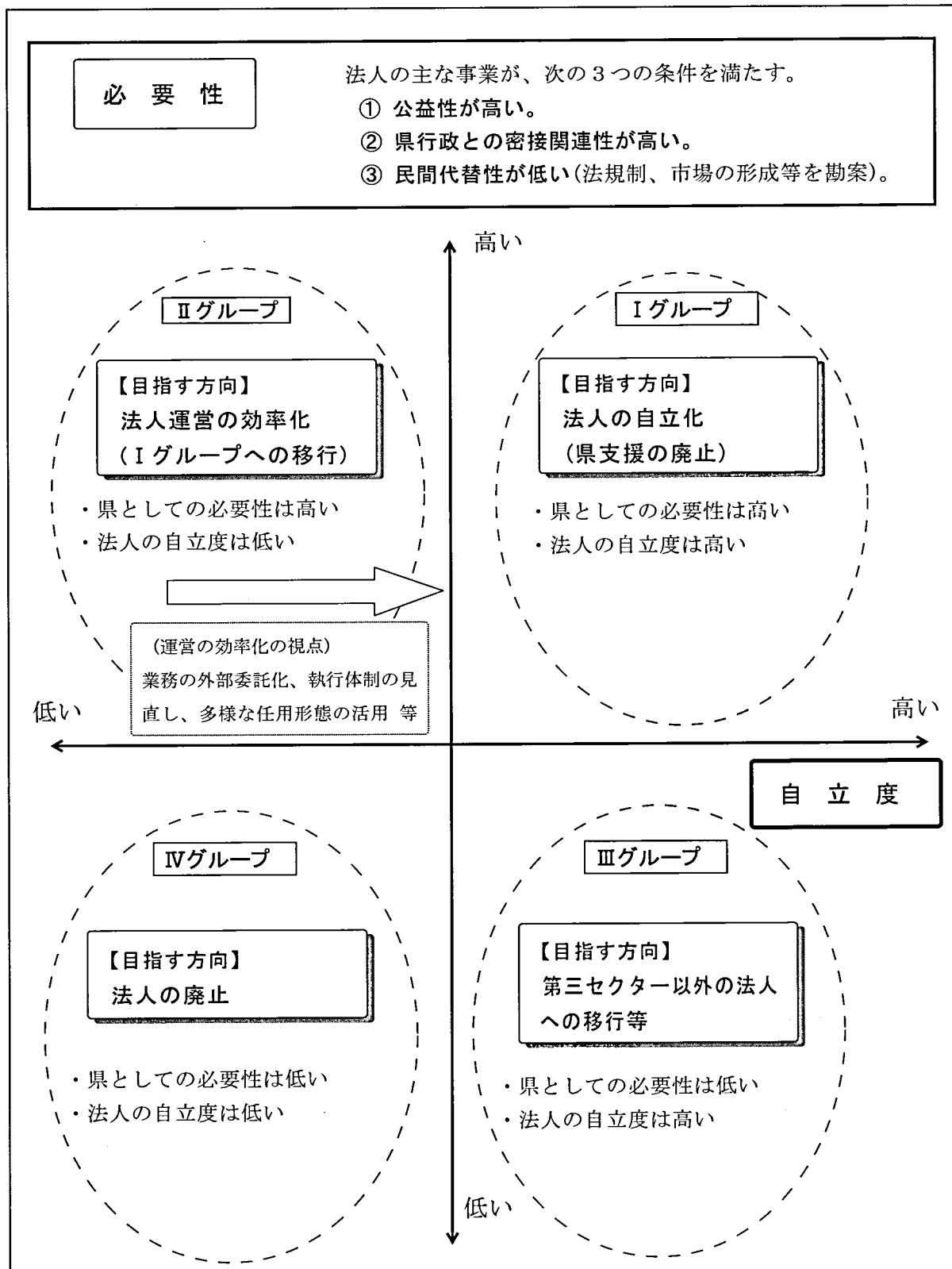
#### (2) 自立度(県からの支援に頼らず法人運営が行われている)

法人への県からの支援等の状況を踏まえ総合的に判断する。

### 3 今後のあり方の基本的分類

	自立度 (低い) ←→ (高い)	
必要性 (高い) ↑ (低い) ↓	法人運営の効率化	法人の自立化(県支援の廃止)
	法人の廃止	第三セクター以外の法人への移行等

県主導第三セクターのあり方の検討  
(マトリックス表)



神奈川県行政システム改革推進本部「第三セクター指導調整指針」より

# 「(仮称) 藤沢市商業振興条例」の骨子案が出される

～大型店に「地域貢献計画書」の策定を義務付け～

編集部

## 1. 「(仮称) 藤沢市商業振興条例」の策定へ

藤沢市が、国および自治体、地域経済団体との連携による商業振興や大規模小売店舗（以下、大型店）に地域貢献計画策定を義務づける「(仮称) 藤沢市商業振興条例」骨子案を作成し、パブリックコメントを実施した。パブリックコメントは、10月1日から30日まで行われた。

今後は、12月定例議会に条例案を提出し、可決されれば2008年4月1日からの施行を目指している（詳細は、藤沢市ウェブサイト、

<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/sangyo/page100042.shtml> を参照のこと）。

## 2. 藤沢市の商業の現状

藤沢市では、全国の多くの都市と同様に、1980年代以降、郊外に大型店が増加し、さらに近年は工場跡地等を中心に店舗面積が10,000m<sup>2</sup>を超える規模の店舗が進出している（図1）。また、藤沢駅周辺の中心市街地では、1997年の西武百貨店（その後はマンションが新設）、2006年の丸井（その後ビックカメラが入居）、2007年の東急ハンズ（その後洋品店等が入居）など、大型店の撤退がみられる。

このような、大型店の進出および撤退はその周辺地域の商業や住民生活に与える影響も大きい。また、中心市街地の年

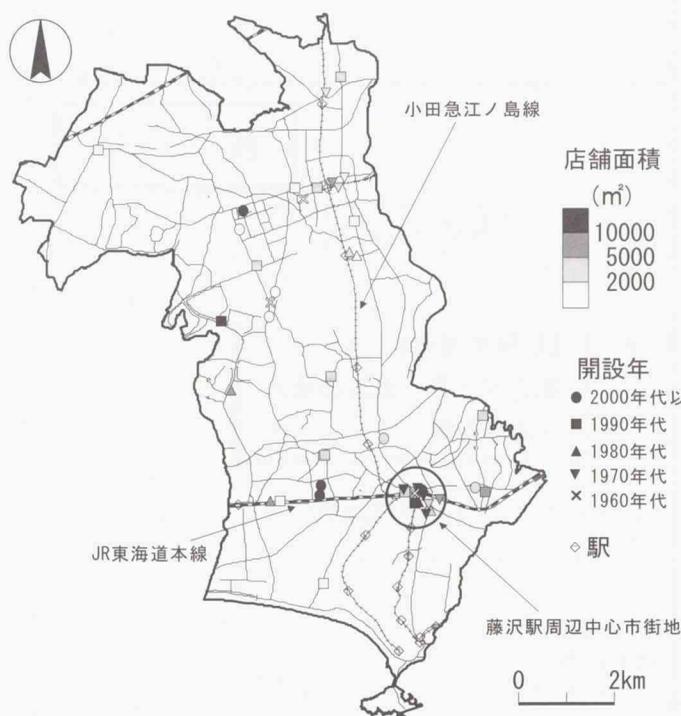


図1 大規模小売店舗（店舗面積1,000m<sup>2</sup>以上）の分布  
資料：藤沢市経済部産業振興課平成19年度「藤沢市の商工施策」

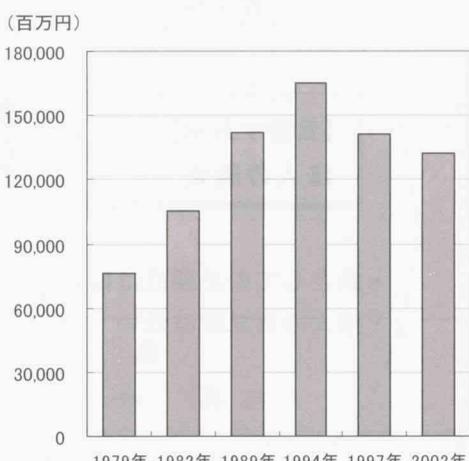


図2 藤沢市中心市街地の年間商品販売額の推移  
資料：商業統計調査



写真1 藤沢市の中心市街地

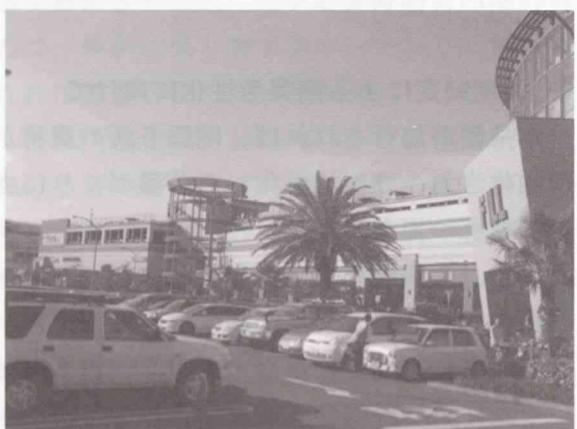


写真2 藤沢市の郊外に進出した大型店

間商品販売額も1994年以降は減少している(図2)。

### 3. 条例骨子案の作成までの過程

2006年にまちづくり三法(中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法、都市計画法)の改正が行われ、大型店の立地に関する規制は強化された。しかし、地域に大きな影響を与える大型店と地域との関係については、大型店の立地に伴う周辺地域の生活環境の保持を目的とする「大規模小売店舗立地法」においても「地域の生活環境の保持についての適正な配慮」とされているのみである。その後、経済産業省が2007年2月に告示した「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」の中で、「特に大型店の社会的責

任の観点では、(中略)関係業界団体において地域経済団体等の活動への積極的な協力、地域の防災・防犯への対応、退店時における早期の情報提供等、まちづくりへの貢献に関する自主ガイドラインの策定に取り組んできたところであるが、個々の事業者においても自主的な取組を積極的に行なうことが強く期待される」との表現にとどまっている。

また、大型店が出店する際には、設置者が名称、店舗面積、施設配置、運営方法などを都道府県(政令市はその旨でない)に届け出こととなっている。このため、市区町村は大型店の出店に際して、またその後についても運営状況等を把握することが困難である。実際に、2006年に丸井が撤退した際には、撤退を知ったのが直前であり、駅前の一等地であることから、活気が見込める後継テナントの誘致に苦慮したそうである。

このように、藤沢市の商業における課題を解決していくにあたって、国の施策による制約が生じていた中で、藤沢商工会議所から2006年11月に出された本条例の制定に対する提言が出され、また日本チェーンストア協会から2006年6月に出された「地域商業者等との連携・協働のためのガイドライン」が出される等、大型店を設置する事業者側も周辺地域との連携を重視する気運が高まってきた。これらを受けて、商業の振興と地域貢献を推進するために、商業関係各所の責務の明確化と大型店への地域貢献計画の提出を義務づける旨の市独自の条例化が必要との考え方から、条例制定骨子案を策定する運びとなった。

### 4. 条例骨子案の内容

条例の内容は、基本方針、関係各所の責務、大型店による「地域貢献計画書」の作成と提出からなっている。

基本方針は、「商業の振興が、地域の人々の暮らしを支え、市民生活の向上を図る上で重

要な役割を果たすことを認識し、市、地域経済団体、商店会、商業者、事業者が連携して、市民の理解と協力のもとに、商業の振興と地域貢献を推進していく」としている。

関係各所の責務は、市（活性化への施策の推進、支援）、地域経済団体（商業振興のための施策の実施）、商店会（良質な商品・サービス等の提供、市民交流の場の提供、地域社会への貢献、会員の連携と組織の充実）、商業者

（経営基盤の強化、市民の生活環境に配慮した事業展開・雇用促進等地域社会への貢献）、事業者（地域貢献事業への参加、協力）と明確化された。

また、事業者（大規模小売店舗）には地域貢献事業（地域社会の活性化対策、地域における雇用対策、ゴミの減量等の環境対策、防犯対策、青少年の非行防止対策、防災対策）の計画を示す「地域貢献計画書」の毎年度の提出を義務づけることとなっている。「地域貢献計画書」の策定を義務づける大型店の対象は、大規模小売店舗立地法に基づき店舗面積が1,000m<sup>2</sup>を超えるものとされた。また、計画書の内容はウェブサイト等で公開することとしている。なお、新設の店舗だけでなく、既設の店舗にも適用される。

## 5. 「上尾市商業の振興に関する基本条例」

他の自治体では、同様の趣旨の条例として、2006年7月1日に施行された埼玉県上尾市の「上尾市商業の振興に関する基本条例」があげられる。藤沢市もこの条例を参考とした。

この条例でも、市、商工会議所、商店会、大型店の責務がそれぞれ明確化され、大型店（上尾市では店舗面積500m<sup>2</sup>以上が対象）に対しては「地域貢献計画書」の提出を義務づけている（詳細は、上尾市ウェブサイト、[http://www.city.ageo.lg.jp/reiki\\_int/reiki\\_honbun/ae32012811.html](http://www.city.ageo.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/ae32012811.html)を参照のこと）。しかし、藤沢市の条例骨子案で示された計画書の

ウェブサイト等での公表は規定されておらず、上尾市ウェブサイトにも公開されていなかった。

一方で、上尾市の条例では、「地域貢献計画書」に記載された事項について事業者に報告を求めており、適正な実施がされていない場合は「必要な指導及び助言をすることができる」とされているが、藤沢市の条例骨子案にはその旨が示されていなかった。

上尾市以外では同様の趣旨の条例はみられず、藤沢市の条例が施行されれば全国で2番目、県内では初となる。

## 6. 条例制定による商業活性化に向けて

本条例が施行されれば、関係各所の責務が明確化され、商業活性化への基盤づくりに大いに役立つであろう。

また、大規模小売店舗立地法に基づく、大型店の新設に関する届出およびその変更は、都道府県に行うこととなっており、市区町村はそれに係る説明会を開催する程度である。このため、立地市区町村において大型店の地域貢献に関する計画書の策定を義務づける条例を制定することは、情報の共有ができ、地域・大型店・行政の動きを結びつけることが可能となることでは大いに意義がある。その上、大型店にこれまで以上に周辺地域との連携を意識づけることができるようになるものと考えられる。

このように、効果が期待される条例骨子案であるが、条例が形骸化されないためにも、条例の市民および事業者への周知はもとより、行政による「地域貢献計画書」の内容に関する適正実施のチェックが求められる。また、計画書の提出後、地域、大型店、行政、関係団体が具体的にどのような連携をしていくかが今後問われることとなる。

いずれにしても、本条例が施行されれば全国で2番目であり、今後の動向を注目したい。

## Topics・トピックス・とぴっくす

### 【自治基本条例】

#### 全国初の都道府県による自治基本条例の素案が示される

神奈川県が、「神奈川県自治基本条例（仮称）」の素案を10月10日に発表した。都道府県で自治基本条例に関する検討を行っているのは、神奈川県と栃木県のみであり、施行されれば都道府県の自治基本条例では初となる。

神奈川県では、2005年10月に都道府県における自治基本条例の検討のために「神奈川県自治基本条例検討懇話会（座長：新藤宗幸 千葉大学法経学部教授）」が設置され、2006年11月に「神奈川県における自治基本条例に関する検討報告書」を発表した（詳細は、月報97号19頁を参照のこと）。報告書では、県が自治基本条例を制定する意義として、神奈川県には特例的権限を持つ市が9市あり、それ以外の市町村も比較的行財政能力が高く自立性があることを踏まえ、市町村を包括する広域自治体としての責務と役割を果たすために県の自治の基本ルールを明確にすることがあげられた。

### 【政令市移行】

#### 相模原市が政令市移行に向けて区割り試案を作成

2006年3月および2007年3月に2段階による合併をし、人口が70万人を超えた相模原市が、2010年4月の政令指定都市への移行に向けて、区割りの試案を作成し、10月15日に発表した。試案では、公共施設の集積や利便性などに優れた「橋本」（北部）、「相模原」（中部）、「相模大野」（南部）の拠点性および区役所を新設する場合の建設費用や既存公共

その後、報告書の内容を踏まえ、地方分権フォーラム等で県民との意見交換を実施しながら府内で検討を進め、素案を発表する運びとなった。素案では、目的及び基本理念の他、県民への情報提供・公開、県民参加機会の保障、県民投票の実施、市町村との役割分担及び権限移譲、他の自治体との連携協力、国への提案等に関する項目と規定する内容が示された（詳細は、神奈川県ウェブサイト、[http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kouiki/jiti\\_jorei/jiti\\_jorei.html](http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kouiki/jiti_jorei/jiti_jorei.html) を参照のこと）。しかし、詳細な内容および条文までは示されておらず、今後詰めていくこととなりそうだ。

今後は、10月12日から11月22日までパブリックコメントを実施し、県民の意見を聞くほか、10月から11月にかけて県内各地で地方分権フォーラムおよび地方分権・県民ワークショップを開催し、県民への理解を深めていくこととなる。

施設を活用した場合の改修費用、また地域自治区などの既存行政区域および旧相模原市においては出張所機能との関係を考慮して4案が示された。

区割りについては、3区案と4区案がそれぞれ2案の合計4案が示された。3区案では、①旧4町、旧北部地域・中部地域、南部地域、②旧4町・北部地域、中部地域、南部地域、4

区案では③旧4町、北部地域、中部地域、南部地域、④津久井町・相模湖町・藤野町、城山町・北部地域、中部地域、南部地域、という区分けになっている。

今後は、この試案をたたき台として課題の整理や検討を進め、年内を目標に区役所機能などと併せた素案を作成することになっている。また、作成された素案は、2008年1月から市内各地域で開催する住民への説明会で政令指定都市制度の概要とともに説明し、意見を求めるとしている。

### 【行政改革推進本部専門調査会報告】 非現業公務員に「労働協約権」の付与提言

政府の行政改革推進本部専門調査会（座長佐々木毅学習院大学教授）が、10月19日に国及び地方自治体の「一定の非現業公務員に対して労働協約権を付与する」、「人事院勧告制度は廃止する」ことなどをもりこんだ報告書を提出した（別添「報告書概要」参照）。

この間、労働側は公務員の労働基本権（団結権、協約権、スト権）の付与について長い間にわたってILOに提訴してきた。近年では、2002年、2003年および2006年に日本の「公務員に対する労働基本権」、「消防職員・刑務所職員の団結権」の付与をすることをもとめる勧告が出されていた。

こうしたことをふまえて、2006年7月に政府の行政改革推進本部に専門調査会が設置され、公務員の労働基本権問題に対する検討が行われてきた。

#### 労働側の見解

今回の報告に対して、日本労働組合総連合（連合）は、「協約締結権付与すること」と「国における使用者機関の確立すること」については、評価しつつも、争議権、協約権の詳細が両論併記であったこと等について不満を表明している。全国労働組合総連合（全労連）

一方で市民レベルでは、政令指定都市移行に向けて、2007年8月に、相模原商工会議所を筆頭に市内の諸団体が、市民による政令市移行への議論を深め、市民活動を推し進めるために「相模原市政令指定都市推進市民協議会（会長：河本洋次相模原商工会議所会頭）」を立ち上げた。

会では、9月に政令指定都市移行に向けた勉強会を開催し、今後もシンポジウムや講演会などを開催することで市民レベルでの機運を高めていくこととなっている。

もほぼ同様な評価を行っている。

#### 地方公務員への影響

本報告書は地方公務員についても対象となるが、とりわけ地方自治体に関わる部分として「個々の自治体の交渉の円滑化に資するため、組合・職員団体の代表と地方団体代表が給与の枠組について協議する」中央交渉システムの検討がもりこまれた。

しかし、地方公務員に関しては、労使交渉システムと個々の自治体において条例主義や財政民主主義との関係、あるいは賃金等労働条件水準に対する地域住民への情報の公開のあり方など議論すべき課題が多い。

#### 政治の判断が求められる

政府は、来年の通常国会に「国家公務員制度改革基本法（仮称）」を提出し、その中にこの報告書を反映させ、5年間程度検討し、実現をめざすとしている（日経071018）。

しかし、残された課題も多く、しかも5年間という長い時間をかけることとなっている。その間に政治的な変化が予想される中で、政治の判断が重要であることはいうまでもない。果たしてどのような結論をめざすのか、国際的にもその判断が注目されるところである。

## 一 はじめに

- ・ 改革の方向で見直すという認識を共有して議論し、概ねの合意が得られた事項を取りまとめ

## 二 改革の必要性と方向性

### 1 改革の必要性

#### (1) 行政の諸課題に対する対応能力向上の必要性

- ・ 行政課題が高度化・多様化する一方、政策に投入できる資源の増大は望めない
- ・ 適切な人事管理を実現することにより、コスト意識を徹底し、公務の能率を向上させることが求められ、そのため労使関係制度等の改革が必要

#### (2) 責任ある労使関係構築の必要性

- ・ 近年、社会保険庁や大阪市などにおいて、不適切な労使慣行が次々と明らかに
- ・ 背景には、責任ある労使関係が構築されていない、労使が説明責任を果たす仕組みがないなどがあると考えられ、こうした問題の再発防止とともに、責任ある労使関係の構築が必要

### 2 改革の方向性

- ・ 総合的な公務員制度改革の一環として、労使関係制度等についても改革に取り組む必要

#### (1) 労使関係の自律性の確立

- ・ 一定の非現業職員について、協約締結権を新たに付与するとともに第三者機関の勧告制度を廃止して、使用者が主体的に組織パフォーマンス向上の観点から勤務条件を考え、職員の意見を聴いて決定できる機動的かつ柔軟なシステムを確立すべき
- ・ 一方、労使交渉に伴う費用の増大や、争議行為の発生に伴う国民生活等への影響が予想され、長期にわたる準備も必要であり、こうしたコスト等に十分留意し、慎重に決断する必要

#### (2) 国における使用者機関の確立

- ・ 使用者として人事行政における十分な権限と責任を持つ機関を確立するとともに、国民に対してその責任者を明確にすべき
- ・ その上で、使用者機関が行政全体の組織パフォーマンスを高める勤務条件を職員の意見を聴きつつ構築し、行政の諸課題に対する対応能力の向上等を図るべき

#### (3) 国民・住民に対する説明責任の徹底

- ・ 使用者は公務員の勤務条件等に関し、国民・住民に対し説明責任を果たすべき
- ・ 特に、労使関係については、その透明性を高め、説明責任を徹底して果たすべき

#### (4) 意見の分かれた重要な論点

- ・ 消防職員及び刑事施設職員に対し閉結権を付与すべきか否かについて、意見が分かれた
- ・ 公務員に対し争議権を付与すべきか否かについて、意見が分かれた

### 3 改革において留意すべき点

- ・ 現行の制約は憲法違反でない旨を判示した全農林弊職法事件最高裁判決が判例として定着
- ・ しかし、その後、環境も大きく変化しており、判決の指摘する制約理由を改めて検討すると、現行の制約を緩和する余地はある
- ・ 但し、基本的制約理由はなくなるものではないから、現行の制約の緩和に当たっては、制約理由を十分に踏まえ、適切かつ合理的な制度的措置を併せて講じることが必要かつ重要

### 三 改革の具体化にあたり検討すべき論点

- ・ 改革の具体化にあたっては、多くの論点があり、集中的かつ慎重に検討を行うことが必要であるとして、具体的な論点を提示

### 四 終わりに

- ・ 本報告は、長年、維持してきた労使関係制度について、国・地方の双方を対象として、抜本的な改革を提言しているものであり、その実現は、一朝一夕でなしうるものではない（概ね5年程度の期間が必要）
- ・ 何より、改革に先立ち、改革の全体像を国民に提示して、その理解を得ることが重要

2007年全国自治研センター・研究所交流会  
実り多い交流・学習となった北海道交流会

### 第1日 全体交流会

10月1日から3日にかけて2007年全国自治研センター・研究所交流会が北海道において開催され、全国各地から27都道府県、36団体、約70名が参加し、成功裡に終了することができた。

第1日目は、札幌市内の自治労北海道会館において、午後2時から全体交流会が開催された。実行委員でもある辻道雅宣北海道地方自治研究所研究員の司会で進行され、主催者として実行委員の勝島行正神奈川県地方自治研究センター事務局長があいさつを行った。勝島氏は、「この交流会は、全国の自治研センター・研究所の有志による実行委員会によって2003年から開催されている。この会の開催にあたり、自治労本部、自治総研、北海道本部に支援をいただいたことに感謝したい。本年は、北海道における地方自治の実践事例として栗山町における議会基本条例そして夕張市の財政再建の現状について学ぶことを企画した。あわせてこの間、各地で行っているセンター活動の交流もできれば幸いである」と述べた。



続いて、神原勝北海学園教授で北海道地方自治研究所理事長から「栗山町議会条例の意義と展望」と題して講演をいただき、条例の意義と条文の解説をいただいた。また、菅原敏夫自治総研研究員から「自治体財政健全化法の問題点」について解説をいただいた。2日目の栗山町議会視察あるいは夕張市視察の上で大変参考になった。

### 第2日 栗山町議会・夕張市視察

第2日目は、朝からバスに分乗し、栗山町と夕張市を訪問した。午前中は、橋場利勝栗山町議長と中尾修議会事務局長から栗山町議会条例の制定の経過と現状についてお話を伺った。この条例が制定されるまでの議会改革の積み重ねがあり、その実践の上にこの条例があることを丁寧に報告いただいた。また、課題についても率直にお話いただき、参加者との質疑も活発に行われ、有意義な交流となった。

午後は、夕張市の石炭博物館などを見学した後、夕張市の羽柴和寛副市長、市議会議長の加藤喜和、厚谷司夕張市職労委員長から夕張市再建の現状報告をいただいた。

夕張市再生に向けた市民を含めた取り組み、再建にあたる職員の奮闘ぶり、労働組合としての苦労等も良く分かった。報告を聞く参加者の目も真剣そのものであった。

夜は、宿泊したホテルで夕張市の報告者も含めた交流会となった。また、恒例となった各県の活動交流もあり、懇親を深めた。

来年は、長野県が開催をお引き受けいただくことになっている。関係各位の協力に改めて感謝し報告としたい。(勝島記)

## 編集後記

神奈川県では、全国で初めての首長の多選禁止条例が可決されました。条例施行は、地方自治法の改正を待つことになりますが、全国の地方自治体では大きなインパクトがあったようです。しかし、肝心の神奈川県民の関心は低いように思われます。これは、県による説明や住民との合意形成が不十分であることが影響しているのでしょうか。また、神奈川県では、都道府県においては初となる自治基本条例の素案も発表されましたが、これについても県民の関心は低いように思われます。

大都市圏に位置する都道府県においては、非大都市圏にある都道府県に比べて都道府県に対する住民の認識が低いと考えられるため、神奈川県において県の施策への住民の関心度を上げることが課題であると思います。

本号では、神奈川県の多選禁止条例や自治基本条例について解説記事を掲載いたしました。これにより県民の県政に対する関心が向上くための一助となれば幸いと考えております。

なお、本号の発行は10月の予定でしたが、編集上の都合で発行時期が遅れてしまったことをお詫び申し上げます。  
(畠山輝雄)

2007年10月20日

自治研かながわ月報第103号(2007年10月号, 通算167号)

発行所	社団法人 神奈川県地方自治研究センター
発行人	上林得郎
〒232-0022	横浜市南区高根町1-3
	☎045(251)9721(代表)
	<a href="http://kjk.gpn.co.jp/">http://kjk.gpn.co.jp/</a>
振替口座	中央労働金庫横浜支店 1195174
編集人	勝島行正
	神奈川県地域労働文化会館4F
	FAX 045(251)3199
	E-mail:kjk@gpn.co.jp
	横浜銀行 横浜市庁支店 0709629
	定価1部 500円

## 会員になるには

1. 誰でも会員になります。
2. 申込書は自治研センター事務局にあります。会費は個人会員月1,000円、賛助会員月600円のどちらかを選び、1年分をそえてお申しこみください。
3. 詳細は自治研センター事務局  
☎045(251)9721へご連絡ください。

## 会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A5版・120~150ページ定価650円)が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。